

男女共同参画

11月12日～25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

企画課男女共同参画推進室

☎ 23-3917

11月25日は女性に対する暴力撤廃国際日です。夫やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、男女共同参画社会を形成していく上で克服するべき重要な課題です。

が暴力を受けていたら、解決のための専門機関を紹介してあげてください。各機関では、女性への暴力に関する相談を受け付けています。

★家庭児童相談

(市役所1階家庭児童相談室)

☎ 23-3957

月～金曜日

午前8時30分～午後5時
(年末年始・祝日は休み)

★香川県子ども女性相談センター

(配偶者暴力相談支援センター)

☎ 087-835-3211

月～土曜日

午前9時～午後9時
(年末年始・祝日は休み)

★女性の権利ホットライン

☎ 0570-070-810

月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分
(年末年始・祝日は休み)

★香川県警察総合相談センター

☎ #9110 (全国共通短

縮ダイヤル)

☎ 087-831-0110

◎緊急の場合は110番へ

男女間における暴力は身近な問題ですが、当事者はその事実を隠そうとするため、周囲には被害の実態が分かりにくいのが現状です。暴力を受けたら、一人で悩まずに周囲や専門の機関に相談することが大切です。また、身近な人